慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	韓国・ストーキング対策二法及び電子監視法 (邦訳)
Sub Title	Anti-stalking and victim protection acts and electronic monitoring act of Korea
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.8 (2025. 8) ,p.122 (47)- 168 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250828-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資 料 韓国・ストーキング対策二法及び電子監視法（邦訳）

太田達也／訳・解説

解　説

我が国同様、韓国でもストーカーが社会問題となっている。そのため、政府と議員が国会に提出した 10 の法律案を統合・修正した「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律案」が国会法制司法委員会委員長提出の議員立法として 2021 年 3 月 24 日に成立し、同年 4 月 20 日の公布を経て、10 月 21 日から施行されている（以下、ストーキング犯罪処罰法という。）。

同法は、ストーキングに対する法的規制を図ることで被害者を保護することを目的とする。我が国同様、つきまとい等一定の行為を「ストーキング行為」とし、「ストーキング行為」を継続的又は反復的に行うことを「ストーキング犯罪」と定義したうえで、前者は禁止命令に当たる暫定措置の対象とし、後者は犯罪として処罰の対象とするという間接罰と直罰の二段階でストーキングを規制するものである。しかし、韓国のストーキング行為やストーキング犯罪には、恋愛感情やそれが満たされなかったことによる怨恨感情といった目的要件がないため、単純な怨恨等によるストーキング行為も対象となる点で我が国と異なる。

また、我が国のストーカー規制法による禁止命令が公安委員会又は警察本部長等が発する行政命令であるのに対し、韓国の暫定措置は裁判所が発する司法処分である。そして、被害者が、直接、裁判所に暫定措置を請求することはできず、検察官のみが請求権者となっている。検察官は、職権又は司法警察官の申請により裁判所に暫定措置の請求を行い、被害者は検察官又は司法警察官に暫定措置の請求又は申

請を要求することができるに止まる。

暫定措置は、我が国のようなつきまとい等の反復禁止という形ではなく、接近禁止（電気通信による接触も含む。）のほか、留置場又は拘置所への留置も可能となっており、犯罪行為でないにもかかわらず、加害者の身柄拘束を認めている。これには、韓国の暫定措置が裁判所の司法処分であるからこそ可能となるものであろう。しかし、暫定措置の期間は、原則３月（留置は１月）であり、留置以外は延長も可能であるが、２回各３月に限られ、原則１年とし、１年の延長が何度でも可能な日本よりは短い。

ストーキング犯罪に対する法定刑や暫定措置違反に対する罰則は、それぞれ３年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金、２年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金となっており、我が国の罰則よりはるかに重い。さらに、裁判所がストーキング犯罪の被告人に刑罰を科すときには、再犯防止のための受講命令又は履修命令（刑罰の内容に拠る）を併科することも認めており、我が国のストーカー規制法が単に被害者の一時的な保護を目的としているのに対し、韓国は、加害者の意識変容とそれを通じた被害者の保護を図ろうとしている点で優れている。もっとも、ストーカーに対してどのような処遇が効果的であるかについては、まだ世界的にも十分な知見は蓄積されていないことは指摘しておく必要があろう。

ストーキング犯罪処罰法は2021年から施行されたが、2022年にソウルの地下鉄で警察の身辺保護を受けたことがあるストーキングの被害者がストーカーに殺害される事件が発生したことから、2023年に、同法と犯罪者に対する電子監視を定める「電子装置の装着等に関する法律」が改正され、暫定措置に電子監視が加えられたほか、ストーキング犯罪も刑執行終了後や執行猶予・仮釈放時の電子監視の対象になることとなった。韓国では2008年から一定の犯罪者の足首に電子監視装置を装着して、その所在をGPSにより、常時、リアルタイムで監視し、一定の場所や人に接近することを防ぐ電子監視制度が導入されているが、ストーキング犯罪が新たにその対象になるとともに、刑の対象にならないストーカー「行為者」に対しても裁判所による暫定措置として電子監視を可能にしたものである。

さらに、韓国では、2020年から、被害者にも電子機器又は専用アプリを入れたスマホを携帯してもらうことで電子監視対象者と被害者の双方の距離を常時捕捉し、電子監視対象者が被害者に一定の距離にまで接近した場合、被害者に通知すると共

に、保護観察所の専門チーム又は警察官が現場に出動して介入し、対象者の接近を阻止する仕組みも導入されていることから、ストーカーが電子監視の対象になったことで、ストーカーの被害者を電子監視で保護することができるようになっている。

また、ストーキング犯罪処罰法と同時に、「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律」も制定されている。これは、ストーキング被害の予防と被害者保護に関する国の責務を定めるとともに、ストーキング被害者の支援施設の設置・指定、警察による早期対応、予防教育の実施等を定め、これに基づいて、相談やシェルターにおける一時保護などストーキング被害者の支援策が取られている。

このように、韓国では、ストーキング加害者の処罰と被害者保護のための様々な施策が取られている。我が国とは仕組みが異なり、電子監視等、日本での導入が容易でないものもあるが、韓国での施策を検討することは、被害者の一時的で、しかも実効性が担保されていない保護しか策のない日本のストーカー対策を考えるうえで有益であると思われることから、ここに関連法を邦訳し、議論の参考に供するものである。

ストーキング犯罪の処罰等に関する法律

制定　2021 年 4 月 20 日法律第 18083 号、2021 年 10 月 21 日施行
改正　2023 年 7 月 11 日法律第 19518 号、2023 年 7 月 11 日施行（一部）、2024 年 1 月 12 日施行（その他の部分）

第 1 章　総　則

第 1 条（目的）　この法は、ストーキング犯罪の処罰及びその手続に関する特例とストーキング犯罪被害者に対する保護手続を規定することにより被害者を保護し、健康な社会秩序の確立に貢献することを目的とする。

第 2 条（定義）　この法で用いる用語の意味は、次のとおりとする。

1 「ストーキング行為」とは、相手方の意思に反し、正当な理由なく、次の各目のいずれか一つに該当する行為をし、相手方に不安感又は恐怖心を惹起することをいう。

（改正前）「ストーキング行為」とは、相手方の意思に反し、正当な理由なく、相手方、その同居人又は家族に対し、次の各目のいずれか一つに該当する行為をし、相手方に不安感又は恐怖心を惹起することをいう。

イ　相手方、その同居人又は家族（以下、「相手方等」という。）に接近し、つきまとい、又は進路を妨害する行為

（改正前）　接近し、つきまとい、又は進路を妨害する行為

ロ　相手方等の住居、職場、学校その他の日常的に生活する場所（以下、「住居等」という。）又はその付近で待ち伏せし、又は見張る行為

（改正前）　住居、職場、学校その他の日常的に生活する場所（以下、「住居等」という。）又はその付近で待ち伏せし、又は見張る行為

ハ　相手方等に、郵便、電話、ファックス又は「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第２条第１項第１号の情報通信網（以下、「情報通信網」という。）を利用し、物、文、語、符号、音、図、映像又は画像（以下、「物等」という。）を到達させ、又は情報通信網を利用するプログラム又は電話の機能により文、語、符号、音、図、映像又は画像が相手方に表示される行為

（改正前）　郵便、電話、ファックス又は「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第２条第１項第１号の情報通信網を利用し、物、文、語、符号、音、図、映像又は画像（以下、「物等」という。）を到達させる行為

ニ　相手方等に直接又は第三者を通じて物等を到達させ、又は住居等又はその付近に物等を置く行為

（改正前）　直接又は第三者を通じて物等を到達させ、又は住居等又はその付近に物等を置く行為

ホ　相手方等の住居等又はその付近に置かれている物等を毀損する行為

（改正前）　住居等又はその付近に置かれている物等を毀損する行為

ヘ　次のいずれか一つに該当する、相手方等の情報を情報通信網を利用して第三者に提供し、配布又は掲示する行為

(1)「個人情報保護法」第 2 条第 1 号の個人情報

(2)「位置情報の保護及び利用等に関する法律」第 2 条第 2 号の個人位置情報

(3) (1) 若しくは (2) の情報を編集、合成又は加工した情報（該当情報主体を識別することができる場合に限る。）

ト　情報通信網を通じ、相手方等の名前、名称、写真、映像又は身分に関する情報を利用し、自身が相手方等であるかのように偽装する行為

（新設）

2「ストーキング犯罪」とは、持続的又は反復的にストーキング行為をすることをいう。

3「被害者」とは、ストーキング犯罪で直接的な被害を被った者をいう。

4「被害者等」とは、被害者及びストーキング行為の相手方をいう。

第 2 章　ストーキング犯罪等の処理手続

第 3 条（ストーキング行為の通報等に対する応急措置）　司法警察官は、進行中のストーキング行為に対し通報を受けた場合、直ちに現場に赴き、次の各号の措置をしなければならない。

1　ストーキング行為の制止、以後のストーキング行為の中止の通知及びストーキング行為を持続的又は反復的にする場合、処罰の書面警告

（改正前）　ストーキング行為の制止、以後のストーキング行為の中止の通知及びストーキング行為を持続的又は反復的にする場合、処罰の警告

2　ストーキング行為者と被害者等の分離及び犯罪捜査

3　被害者等に対する緊急応急措置及び暫定措置要請の手続等の案内

4　ストーキング被害関連相談所又は保護施設への被害者等の引渡（被害者等が同意した場合だけ該当）

第 4 条（緊急応急措置）　①　司法警察官は、ストーキング行為の通報と関連し、ストーキング行為が持続的又は反復的に行われるおそれがあり、ストーキング犯罪の予防のために緊急を要する場合、ストーキング行為者に職権で又はストーキング行為の相手方若しくはその法定代理人又はストーキング行為を通報した者の要請により、次の各号による措置をとることができる。

1　ストーキング行為の相手方等又はその住居等から100メートル以内の接近禁止

（改正前）　ストーキング行為の相手方又はその住居等から100メートル以内の接近禁止

2　ストーキング行為の相手方等に対する「電気通信基本法」第2条第1号の電気通信を利用した接近禁止

（改正前）　ストーキング行為の相手方に対する「電気通信基本法」第2条第1号の電気通信を利用した接近禁止

②　司法警察官は、第1項による措置（以下、「緊急応急措置」という。）をしたときには、直ちにストーキング行為の要旨、緊急応急措置が必要な事由、緊急応急措置の内容等が含まれた緊急応急措置決定書を作成しなければならない。

第5条（緊急応急措置の承認申請）　①　司法警察官は、緊急応急措置をしたときには、遅滞なく、検察官に当該緊急応急措置に対する事後承認を地方裁判所判事に請求することを申請しなければならない。

②　第1項の申請を受けた検察官は、緊急応急措置があったときから48時間以内に地方裁判所判事に当該緊急応急措置に対する事後承認を請求する。この場合、第4条第2項により作成された緊急応急措置決定書を添付しなければならない。

③　地方裁判所判事は、ストーキング行為が持続的又は反復的に行われるのを防ぐために必要と認める場合には、第2項により請求された緊急応急措置を承認することができる。

④　司法警察官は、検察官が第2項により緊急応急措置に対する事後承認を請求せず、又は地方裁判所判事が第2項の請求に対し事後承認をしなかったときには、直ちにその緊急応急措置を取り消さなければならない。

⑤　緊急応急措置期間は、1か月を超えることができない。

第6条（緊急応急措置の通知等）　①　司法警察官は、緊急応急措置をする場合には、ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人に通知しなければならない。

（改正前）　司法警察官は、緊急応急措置をする場合には、ストーキング行為の相手方又はその法定代理人に通知しなければならない。

②　司法警察官は、緊急応急措置をする場合には、当該緊急応急措置の対象者（以下、「緊急応急措置対象者」という。）に措置の内容及び不服申立方法等[※1)]を告

知しなければならない。

第７条（緊急応急措置の変更等）　①　緊急応急措置対象者又はその法定代理人は、緊急応急措置の取消し又は、その種類の変更を司法警察官に申請することができる。

②　ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人は、第４条第１項第１号の緊急応急措置があった後、ストーキング行為の相手方等が住居等を移した場合には、司法警察官に緊急応急措置の変更を申請することができる。

（改正前）　ストーキング行為の相手方又はその法定代理人は、第４条第１項第１号の緊急応急措置があった後、ストーキング行為の相手方が住居等を移した場合には、司法警察官に緊急応急措置の変更を申請することができる。

③　ストーキング行為の相手方又はその法定代理人は、緊急応急措置が必要でない場合には、司法警察官に当該緊急応急措置の取消しを申請することができる。

④　司法警察官は、正当な理由があると認める場合には、職権で、又は第１項から第３項までの規定による申請により、当該緊急応急措置を取り消すことができ、地方裁判所の承認を得て緊急応急措置の種類を変更することができる。

⑤　司法警察官は、第４項により緊急応急措置を取り消し、又はその種類を変更したときは、ストーキング行為の相手方等及び緊急応急措置対象者等に、次の各号の区分に従い、通知又は告知しなければならない。

1　ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人　取消し又は変更の趣旨の通知

2　緊急応急措置対象者　取消し又は変更された措置の内容及び不服申立方法等[※1)]の告知

（新設）

⑥　緊急応急措置（第４項によりその種類を変更した場合を含む。以下、この項で同じ。）は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、その効力を失う。

1　緊急応急措置で定めた期間が経過したとき

2　裁判所が緊急応急措置対象者に次の各目の決定をしたとき（ストーキング行為の相手方と同じ者を被害者とする場合に限る。）

（改正前）　裁判所が緊急応急措置対象者に次の各目の決定をしたとき

イ　第４条第１項第１号の緊急応急措置によるストーキング行為の相手方等と

同じ者を被害者、その同居人、又は家族とする第９条第１項第２号による措置の決定

（改正前） 第４条第１項第１号の緊急応急措置によるストーキング行為の相手方と同じ者を被害者とする第９条第１項第２号による措置の決定

ロ 第４条第１項第１号の緊急応急措置による住居等と同じ場所を被害者、その同居人又は家族の住居等とする第９条第１項第２号による措置の決定

（改正前） 第４条第１項第１号の緊急応急措置による住居等と同じ場所を被害者（ストーキング行為の相手方と同じものを被害者とする場合に限る。）の住居等とする第９条第１項第２号による措置の決定

ハ 第４条第１項第２号の緊急応急措置によるストーキング行為の相手方等と同じ者を被害者、その同居人又は家族とする第９条第１項第３号による措置の決定

（改正前） 第４条第１項第２号の緊急応急措置によるストーキング行為の相手方と同じ者を被害者とする第９条第１項第３号による措置の決定

第８条（暫定措置の請求） ① 検察官は、ストーキング犯罪が再発するおそれがあると認める場合、職権で、又は司法警察官の申請により、裁判所に第９条第１項各号の措置を請求することができる。

② 被害者又はその法定代理人は、検察官又は司法警察官に第１項による措置の請求又はその申請を要請し、又はこれに対し関して意見を述べることができる。

③ 司法警察官は、第２項による申請要請を受けながら第１項による申請をしない場合には、検察官にその事由を報告しなければならず、被害者又はその法定代理人に、その事実を遅滞なく知らせなければならない。

（改正前） 司法警察官は、第２項による申請要請を受けながら第１項による申請をしない場合には、検察官にその事由を報告しなければならない。

④ 検察官は、第２項による請求要請を受けながら第１項による請求をしない場合には、被害者又はその法定代理人にその事実を遅滞なく知らせなければならない。

（新設）

第９条（ストーキング行為者に対する暫定措置） ① 裁判所は、ストーキング犯罪の円滑な取調べ・審理又は被害者保護のため必要と認める場合には、決定でストーキング行為者に次の各号のいずれか一つに該当する措置（以下、「暫定措置」

という。）をすることができる。

1　被害者に対するストーキング犯罪の中止に関する書面警告

2　被害者、その同居人、家族又はその住居等から 100 メートル以内の接近禁止

（改正前）　被害者又はその住居等から 100 メートル以内の接近禁止

3　被害者、その同居人、家族に対する「電気通信基本法」第 2 条第 1 号の電気通信を利用した接近禁止

（改正前）　被害者に対する「電気通信基本法」第 2 条第 1 号の電気通信を利用した接近禁止

3 の 2 「電子機器装着等に関する法律」第 2 条第 4 号の位置追跡電子装置（以下、「電子装置」という。）の装着

（新設）

4　国家警察官署での留置場又は拘置所への留置

②　第 1 項各号の暫定措置は併科することができる。

③　裁判所は、第 1 項第 3 号の 2 又は第 4 号の措置に関する決定をする前に暫定措置の事由を判断するため必要と認めるときには、検察官、ストーキング行為者、被害者その他参考人から意見を聴くことができる。意見を聴く方法と手続その他の必要な事項は最高裁判所規則で定める。

（新設）

④　第 1 項第 3 号の 2 により電子装置が装着された者は、暫定措置期間中、電子装置の効用を害する次の各号の行為をしてはならない。

1　電子装置を身体から断りなく[※2)]取り外し、又は損傷する行為

2　電子装置の電波を妨害し、又は受信資料を変造する行為

3　第 1 号及び第 2 号に定める行為のほか、電子装置の効用を害する行為

（新設）

⑤　裁判所は、暫定措置を決定した場合には、検察官と被害者、その同居人、家族又はその法定代理人に通知しなければならない。

（改正前）　③　裁判所は、暫定措置を決定した場合には、検察官と被害者及びその法定代理人に通知しなければならない。

⑥　裁判所は、第 1 項第 4 号による暫定措置をした場合には、ストーキング行為者に弁護人を選任することができるということ及び第 12 条により抗告することが

できるということを告知し、次の各号の区分による者に当該暫定措置をした事実を通知しなければならない。

1　ストーキング行為者に弁護人がいる場合　弁護人

2　ストーキング行為者に弁護人がいない場合　法定代理人又はストーキング行為者が指定する者

（改正前）　④　裁判所は、第１項第４号による暫定措置をした場合には、ストーキング行為者に弁護人を選任することができるということ及び第12条により抗告することができるということを告知し、次の各号の区分による者に当該暫定措置をした事実を通知しなければならない。

1　ストーキング行為者に弁護人がいる場合　弁護人

2　ストーキング行為者に弁護人がいない場合　法定代理人又はストーキング行為者が指定する者

⑦　第１項第２号、第３号及び第３号の２による暫定措置期間は３か月、同項第４号による暫定措置期間は１か月を超過することができない。ただし、裁判所は、被害者の保護のため、その期間を延長する必要があると認める場合には、決定で第１項第２号、第３号及び第３号の２による暫定措置に対し２回に限り、各３か月の範囲で延長することができる。

（改正前）　⑤　第１項第２号及び第３号による暫定措置期間は２か月、同項第４号による暫定措置期間は１か月を超過することができない。ただし、裁判所は、被害者の保護のため、その期間を延長する必要があると認める場合には、決定で第１項第２号及び第３号による暫定措置に対し２回に限り、各２か月の範囲で延長することができる。

第10条（暫定措置の執行等）　①　裁判所は、暫定措置決定をした場合には、裁判所公務員、司法警察官、拘置所所属矯正職公務員又は保護観察官に執行させることができる。

（改正前）　裁判所は、暫定措置決定をした場合には、裁判所公務員、司法警察官又は拘置所所属矯正職公務員に執行させることができる。

②　第１項により暫定措置決定を執行する者は、ストーキング行為者に暫定措置の内容、不服申立方法等を告知しなければならない。

③　被害者、その同居人、家族又はその法定代理人は、第９条第１項第２号の暫定

措置決定があった後、被害者、その同居人又は家族が住居等を移った場合には、裁判所に暫定措置決定の変更を申請することができる。

（改正前） 被害者又はその法定代理人は、第 9 条第 1 項第 2 号の暫定措置決定があった後、被害者が住居等を移った場合には、裁判所に暫定措置決定の変更を申請することができる。

④ 第 3 項の申請による変更決定のストーキング行為者に対する告知に関しては、第 2 項を準用する。

（新設）

⑤ 第 1 項から第 4 項までに規定した事項のほか、第 9 条第 1 項第 3 号の 2 による暫定措置決定の執行等に関しては、「電子装置装着等に関する法律」第 5 章の 2 による。

（新設）

第 11 条（暫定措置の変更等） ① ストーキング行為者又はその法定代理人は、暫定措置決定の取消し又はその種類の変更を裁判所に申請することができる。

② 検察官は、捜査又は公判過程で暫定措置が継続して必要と認める場合には、職権で、又は司法警察官の申請により、裁判所に当該暫定措置期間の延長又はその種類の変更を請求することができ、暫定措置が必要でないと認める場合には、職権で、又は司法警察官の申請により、裁判所に当該暫定措置の取消しを請求することができる。

（改正前） 検察官は、捜査又は公判過程で暫定措置が継続して必要と認める場合には、裁判所に当該暫定措置期間の延長又はその種類の変更を請求することができ、暫定措置が必要ないと認める場合には裁判所に当該暫定措置の取消しを請求することができる。

③ 裁判所は、正当な理由があると認める場合には、職権で、又は第 1 項の申請若しくは第 2 項の請求により、決定で当該暫定措置の取消し、期間の延長又はその種類の変更をすることができる。

④ 裁判所は、第 3 項により暫定措置の取消し、期間の延長又はその種類の変更をしたときは、検察官、被害者及びストーキング行為者等に、次の各号の区分に従い、通知又は告知しなければならない。

1 検察官、被害者、その同居人、家族又はその法定代理人 取消し、延長又は

変更の趣旨の通知

2　ストーキング行為者　取消し、延長又は変更された措置の内容及び不服申立方法等の告知

3　第９条第６項各号の区分による者　第９条第１項第４号による暫定措置をした事実

（新設）

⑤　暫定措置決定（第３項により暫定措置期間を延長し、又はその種類を変更する決定を含む。以下、第12条及び第14条で同じ。）は、ストーキング行為者に対し検察官が不起訴処分をしたとき又は司法警察官が不送致決定をしたときに、その効力を失う。

（改正前）　④　暫定措置決定（第３項により暫定措置期間を延長し、又はその種類を変更する決定を含む。以下、第12条及び第14条で同じ。）は、ストーキング行為者に対し検察官が不起訴処分をしたとき又司法警察官が不送致決定をしたときに、その効力を失う。

第12条（抗告）　①　検察官、ストーキング行為者又はその法定代理人は、緊急応急措置又は暫定措置に対する決定が次の各号のいずれか一つに該当する場合には抗告することができる。

1　当該決定に影響を及ぼした法令の違反があり、又は重大な事実の誤認がある場合

2　当該決定が顕著に不当な場合

②　第１項による抗告は、その決定を告知された日から７日以内にしなければならない。

第13条（抗告状の提出）　①　第12条による抗告をするときには、原審裁判所に抗告状を提出しなければならない。

②　抗告状を受けた裁判所は、３日以内に意見書を添付し、記録を抗告裁判所に送らなければならない。

第14条（抗告の裁判）　①　抗告裁判所は、抗告の手続が法律に違反し、又は抗告に理由がないと認める場合には、決定で抗告を棄却しなければならない。

②　抗告裁判所は、抗告に理由があると認める場合には、原決定を取り消して、事件を原審裁判所に差し戻し、又は他の管轄裁判所に移送しなければならない。た

だし、差戻し又は移送するには危険が急迫し[※3)]、又はその他必要と認めるときには原決定を破棄し、自ら適切な暫定措置決定をすることができる。

第 15 条（再抗告） ① 抗告の棄却決定に対しては、その決定が法令に違反した場合にのみ、最高裁判所に再抗告することができる。

② 第 1 項による再抗告の期間、再抗告状の提出及び再抗告の裁判に関しては、第 12 条第 2 項、第 13 条及び第 14 条を準用する。

第 16 条（執行の不停止） 抗告と再抗告は、決定の執行を停止する効力がない。

第 17 条（ストーキング犯罪の被害者に対する専担取調制） ① 検事総長は、各地方検察庁検事正にストーキング犯罪専担検察官を指定するようにし、特別な事情がなければストーキング犯罪専担検察官が被害者を取り調べるようにしなければならない。

② 警察官署の長（国家捜査本部長、市・道警察庁長官及び警察署長を意味する。以下、同じ。）は、ストーキング犯罪専担司法警察官を指定し、特別な事情がなければストーキング犯罪専担司法警察官が被害者を取り調べるようにしなければならない。

③ 検事総長及び警察官署の長は、第 1 項のストーキング犯罪専担検察官及び第 2 項のストーキング犯罪専担司法警察官にストーキング犯罪の捜査に必要な専門知識と被害者保護のための捜査方法及び捜査手続等に関する教育を実施しなければならない。

第 17 条の 2（被害者等に対する身辺安全措置） 裁判所又は捜査機関が被害者等若しくはストーキング犯罪を通報（告訴・告発を含む。以下、本条で同じ。）した者を証人として尋問し、又は取り調べる場合の身辺安全措置に関しては、「特定犯罪通報者等保護法」第 13 条及び第 13 条の 2 を準用する。この場合、「犯罪通報者等」は「被害者等又はストーキング犯罪を通報した者」とみなす。

（新設）

第 17 条の 3（被害者等の身元及び私生活の秘密漏泄禁止） ① 次の各号のいずれか一つに該当する業務を担当し、又はこれに関与する公務員又はその職にあった者は、被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、人的事項、写真等被害者等を特定し、把握することができるようにする情報又は被害者等の私生活に関する秘密を公開し、又は他人に漏泄してはならない。

1　第３条による措置に関する業務

2　緊急応急措置の申請、請求、承認、執行、取消し又は変更に関する業務

3　暫定措置の申請、請求、決定、執行、取消、期間延長又は変更に関する業務

4　ストーキング犯罪の捜査又は裁判に関する業務

②　何人も被害者等の同意を得ず、被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、人的事項、写真等被害者等を特定し、把握することができるようにする情報を新聞等印刷物に載せ、「放送法」第２条第１号による放送又は情報通信網を通じて公開してはならない。

（新設）

第17条の４（被害者に対する弁護士選任の特例）　①　被害者及びその法定代理人は、刑事手続上被り得る被害を防ぎ、法律的援助を保障されるため、弁護士を選任することができる。

②　第１項により選任された弁護士（以下、この条で「弁護士」という。）は、検察官又は司法警察官の被害者及びその法定代理人に対する取調べに参加し、意見を述べることができる。ただし、取調べの途中では、検察官又は司法警察官の承認を得て、意見を述べることができる。

③　弁護士は、被疑者に対する勾留前被疑者尋問、証拠保全手続、公判準備期日及び公判手続に出席し、意見を述べることができる。この場合、必要な手続に関する具体的事項は、最高裁判所規則で定める。

④　弁護士は、証拠保全後の関係書類又は証拠物、訴訟係属中の関係書類又は証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

⑤　弁護士は、刑事手続において被害者及びその法定代理人の代理が許容され得るすべての訴訟行為に対する包括的な代理権を有する。

⑥　検察官は、被害者に弁護士がない場合、国選弁護士を選定し、刑事手続において被害者の権益を保護することができる。

（新設）

第３章　罰　則

第18条（ストーキング犯罪）　①　ストーキング犯罪を犯した者は、３年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。

② 凶器又はその他の危険な物を携帯し、又は利用してストーキング犯罪を犯した者は、5 年以下の懲役又は 5000 万ウォン以下の罰金に処する。

③ （削除）

（改正前） ③ 第 1 項の罪は、被害者が具体的に明らかにした意思に反して公訴を提起することができない。

第 19 条（刑罰と受講命令等の併科） ① 裁判所は、ストーキング犯罪を犯した者に対し有罪判決（宣告猶予は除く。）を宣告し、又は略式命令を告知する場合には、200 時間の範囲で次の各号の区分により再犯予防に必要な受講命令（「保護観察等に関する法律」による受講命令をいう。以下、同じ。）又はストーキング治療プログラムの履修命令（以下、「履修命令」という。）を併科することができる。

1 受講命令 刑の執行を猶予する場合に、その執行猶予期間内で併科

2 履修命令 罰金刑又は懲役刑の実刑を宣告し、又は略式命令を告知する場合に併科

② 裁判所は、ストーキング犯罪を犯した者に対し刑の執行を猶予する場合には、第 1 項による受講命令の他にその執行猶予期間内に保護観察又は社会奉仕のうちいずれか一つ以上の処分を併科することができる。

③ 第 1 項による受講命令又は履修命令の内容は、次の号のとおりとする。

1 ストーキングの行動の診断・相談

2 健全な社会秩序と人権に関する教育

3 その他ストーキング犯罪を犯した者の再犯予防のために必要な事項

④ 第 1 項による受講命令又は履修命令は、次の各号の区分によりそれぞれ執行する。

1 刑の執行を猶予する場合 その執行猶予期間内

2 罰金刑を宣告し、又は略式命令を告知する場合 刑確定日から 6 か月以内

3 懲役刑の実刑を宣告する場合 刑期内

⑤ 第 1 項による受講命令又は履修命令が罰金刑又は刑の執行猶予と併科された場合には、保護観察所の長が執行し、懲役刑の実刑と併科された場合には矯正施設の長が執行する。ただし、懲役刑の実刑と併科された履修命令を全部履行する前に釈放又は仮釈放され、又は未決拘禁日数算入等の理由で刑を執行することがで

きなくなった場合には保護観察所の長が残った履修命令を執行する。

⑥　刑罰に併科する保護観察、社会奉仕、受講命令又は履修命令に関しこの法で規定した事項の他には「保護観察等に関する法律」を準用する。

第 20 条（罰則）　①　次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3000 万ウォン以下の罰金に処する。

1　第 9 条第 4 項に違反して電子機器の効用を害する行為をした者

2　第 17 条の 3 第 1 項に違反して被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、人的事項、写真等被害者等を特定し把握できるようにする情報又は被害者等の私生活に関する秘密を公開し、又は他の者に漏らした者

3　第 17 条の 3 第 2 項に違反して被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、人的事項、写真等被害者等を特定して把握できるようにする情報を新聞等印刷物に載せ、又は「放送法」第 2 条第 1 号による放送又は情報通信網を通じて公開した者

②　第 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の暫定措置を履行しなかった者は、2 年以下の懲役又は 2000 万ウォン以下の罰金に処する。

③　緊急応急措置（検察官が第 5 条第 2 項による緊急応急措置に対する事後承認を請求せず、又は地方裁判所判事が同条第 3 項による承認をしなかった場合を除く。）を履行しなかった者は、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

④　第 19 条第 1 項により履修命令を賦課された後、正当な理由なく、保護観察所の長又は矯正施設の長の履修命令履行に関する指示に従わず、「保護観察等に関する法律」又は「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」による警告を受けた後、再び正当な理由なく、履修命令履行に関する指示に従わなかった場合には、次の各号による。

1　罰金刑と併科された場合には、500 万ウォン以下の罰金に処する。

2　懲役刑の実刑と併科された場合には、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

（改正前）　第 20 条（暫定措置の不履行罪）　第 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の暫定措置を履行しなかった者は 2 年以下の懲役又は 2000 万ウォン以下の罰金に処する。

第 21 条　削除

（改正前） 第 21 条（過怠料） ① 正当な理由なく緊急応急措置（検察官が第 5 条第 2 項による緊急応急措置に対する事後承認を請求せず、又は地方裁判所判事が同条第 3 項による承認をしなかった場合は除く。）を履行しなかった者には 1000 万ウォン以下の過怠料を課す。

② 第 19 条第 1 項により受講命令又は履修命令を課された後、正当な理由なく保護観察所の長又は矯正施設の長の受講命令又は履修命令履行に関する指示に応じず、「保護観察等に関する法律」又は「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」による警告を受けた後、再び正当な理由なく受講命令又履修命令履行に関する指示に応じなかった者には 500 万ウォン以下の過怠料を課す。

③ 第 1 項及び第 2 項による過怠料は、大統領令に決めるところにより関係行政機関の長が賦課・徴収する。

附則 〈法律第 18083 号 2021 年 4 月 20 日〉

この法は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

附則 〈法律第 19518 号 2023 年 7 月 11 日〉

第 1 条（施行日） この法は、公布した日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項第 3 号の 2、同条第 3 項・第 4 項、第 10 条第 1 項・第 5 項、第 17 条の 4 及び第 20 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（緊急応急措置の取消し・変更時の通知及び告知に関する適用例） 第 7 条第 5 項の改正規定は、この法の施行以後に緊急応急措置を取り消し、又は変更する場合から適用する。

第 3 条（ストーキング行為者に対する緊急応急措置及び暫定措置に関する適用例）

① 第 4 条第 1 項及び第 9 条第 1 項第 2 号・第 3 号の改正規定は、この法施行以後に緊急応急措置及び暫定措置をする場合から適用する。

② 第 9 条第 1 項第 3 号の 2 の改正規定は、同改正規定施行前に犯したストーキング犯罪に対しても適用する。

第 4 条（暫定措置期間の延長に関する適用例） 第 9 条第 7 項の改正規定は、この法施行以後に暫定措置決定（暫定措置期間を延長し、又はその種類を変更する決定を含む。）をする場合から適用する。

第 5 条（暫定措置の取消し・変更・追加及び期間延長時の通知又は告知に関する

適用例）　第 10 条第 4 項及び第 11 条第 4 項の改正規定は、この法施行以後に暫定措置を取り消し、変更し、又はその期間を延長する場合から適用する。

第６条（被害者等に対する身辺安全措置等に関する適用例）　第 17 条の 2 から第 17 条の 4 までの改正規定は、この法又は第 17 条の 4 の改正規定施行前に発生したストーキング行為又はストーキング犯罪の被害者等とストーキング犯罪を通報した者に対しても適用する。

第７条（反意思不罰罪廃止に関する経過措置）　この法の施行前に犯したストーキング犯罪の公訴提起に関しては、第 18 条第 3 項の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第８条（過怠料に関する経過措置）　この法の施行前の行為に対して過怠料を適用するときには、従前の規定による。

ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律

制定　法律第 19216 号、2023 年 1 月 17 日公布、2023 年 7 月 18 日施行

第１条（目的）　この法は、ストーキングを予防し、被害者を保護・支援することにより、人権増進に貢献することを目的とする。

第２条（定義）　この法で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

1 「ストーキング」とは、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 2 条第 1 号によるストーキング行為及び同条第 2 号によるストーキング犯罪をいう。

2 「ストーキング行為者」とは、ストーキングをした者をいう。

3 「被害者」とは、ストーキングで直接的に危害を受けた者をいう。

第３条（国等の責務）　①　国及び地方自治体は、ストーキングの予防・防止と被害者の保護・支援のため、次の各号の措置を講じなければならない。

1　ストーキング通報体系の構築・運用

2　ストーキング予防・防止のための調査、研究、教育及び広報

3　被害者を保護・支援するための施設の設置・運営

4　被害者に対する法律扶助、住居支援及び就業等自立支援サービスの提供

5　被害者の身体的・精神的回復のために必要な相談・治療回復プログラム提供
6　被害者に対する保護・支援を円滑にするための関係機関間の協力体系の構築・運用
7　ストーキングの予防・防止と被害者の保護・支援のための関係法令の整備と各種政策の樹立、施行及び評価
8　被害者の安全確保のための身上の露呈防止及び保護・支援体系の構築
9　被害者支援機関及び施設従事者の身辺保護のための安全対策の準備

② 国及び地方自治体は、第１項による責務を果たすため、これに応じた予算上の措置を講じなければならない。

第４条（ストーキング実態調査） ① 女性家族部長官は、3 年毎にストーキングに対する実態調査を実施して、その結果を発表し、これをストーキング防止のための政策樹立の基礎資料として活用しなければならない。

② 第１項による実態調査の内容と方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第５条（ストーキング予防教育等） ① 国家機関、地方自治体、「初・中等教育法」による各級学校及び大統領令で定める公的団体の長は、ストーキングの予防と防止のため必要な教育を実施することができる。ただし、捜査機関の長は、事件担当者等業務関係者を対象として必要な研修を実施しなければならない。

② 第１項によるストーキング予防教育を実施する場合、「家庭内暴力の防止及び被害者等の保護等に関する法律」第 4 条の 3 による家庭内暴力予防教育、「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第５条による性売買予防教育、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第５条による性教育及び「両性平等基本法」第 31 条によるセクシャル・ハラスメント予防教育等を性の平等の観点から統合し、実施することができる。

③ 国家機関、地方自治体の長及び大統領令で定める公共団体の長は、ストーキング防止のための独自の予防指針の準備、事件発生時の対策樹立・施行等必要な対策を準備しなければならない。

④ 「両性平等基本法」第 3 条第 3 項による使用者は、ストーキング予防教育を実施する等、職場内のストーキング予防に努めなければならない。

⑤ 女性家族部長官は、第１項による教育の拡大のため、教育に必要な資料又はプログラムを開発・普及させなければならない。

⑥　第３項による再発防止対策に含めなければならない事項は、大統領令で定める。

第６条（被害者等に対する不利益措置の禁止等）　①　被害者又はストーキング事実を通報した者を雇用している者は、被害者又はストーキング事実を通報した者に、ストーキングで被害を受けたこと又は通報をしたことを理由に、次の各号のいずれか一つに該当する不利益措置をしてはならない。

1　罷免、解任、解雇その他身分喪失に当たる身分上の不利益措置
2　懲戒、停職、減俸、降格、昇進制限その他不当な人事措置
3　転属、転勤、職務未付与、職務再配置その他本人の意思に反する人事措置
4　成果評価若しくは同僚評価等による差別又はこれによる賃金若しくは賞与金等の差別的支給
5　職業能力開発及び向上のための教育訓練機会の制限、予算又は人材等利用可能な資源の制限又は排除、保安情報又は機密情報の使用停止又は取扱資格の取消しその他の勤務条件等に否定的な影響を及ぼす差別又は措置
6　注意対象者名簿の作成又はその名簿の公開、集団いじめ、暴行又は暴言等精神的・身体的禍害をもたらす行為又はその行為の発生を放置する行為
7　職務に対する不当な監査若しくは調査又は結果の公開
8　その他、本人の意思に反する不利益措置

②　被害者を雇用している者は、被害者の要請がある場合、業務連絡先、勤務場所の変更及び配置転換等の適切な措置をとることができる。

第７条（就学支援）　①　国又は地方自治体は、被害者又はその家族構成員（以下、「被害者等」という。）が、「初中等教育法」による各級学校の生徒である場合として、住所地外の地域で就学（入学・再入学・転校及び編入学を含む。以下、同じ。）する必要がある場合には、その就学が円滑に行われるよう支援しなければならない。

②　第１項による就学支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第８条（支援施設の設置）　①　国又は地方自治体は、被害者等の保護・支援と効果的な被害防止のため被害者支援施設（以下、「支援施設」という。）を設置・運営することができる。

②　女性家族部長官又は地方自治体の長は、支援施設の設置・運営業務を大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。

③　女性家族部長官又は地方自治体の長は、第 2 項により支援施設の設置・運営業務を委託する場合には、それに必要な経費を支援することができる。

④　第 1 項による支援施設の設置・運営基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 9 条（支援施設の業務）　支援施設は、次の各号の業務を遂行する。

1　ストーキング通報の受理とこれに関する相談
2　被害者等の身体的・精神的安定と日常生活復帰支援
3　被害者等の保護と臨時居所の提供及び食住提供
4　職業訓練及び就職情報の提供
5　被害者等の疾病治療と健康管理のため医療機関に引き継ぐ等の医療支援
6　ストーキング行為者に対する告訴と被害賠償請求等司法処理手続に関し、「法律救助法」第 8 条による大韓法律救助公団等関係機関に対する共助及び支援要請
7　捜査・裁判過程に必要な支援
8　ストーキングの予防・防止のための広報及び教育
9　ストーキングとストーキング被害に関する調査・研究
10　他の法律により支援施設に委託された業務
11　その他、被害者等を保護・支援するため大統領令で定める業務

第 10 条（従事者等の資格基準）　①　次の各号のいずれか一つに該当する者は、支援施設の長又は従事者になることができない。

1　未成年者、成年被後見人又は限定被後見人
2　禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終わらず（執行が終わったとみなす場合を含む。）、又は執行が免除されなかった者
3　禁錮以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中にある者
4　「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 18 条の罪を犯して刑を宣告され、その刑の全部又は一部の執行が終了し、又は執行が猶予・免除された日から 10 年が経過していない者

②　支援施設で従事しようとする者は、専門知識又は経歴等大統領令で定める資格基準を備えなければならない。

第 11 条（教育の実施）　①　女性家族部長官又は地方自治体の長は、支援施設の従業員の資質を向上させるため必要な教育を実施しなければならない。

② 女性家族部長官又は地方自治体の長は、大統領令で定める専門機関に第１項による教育業務を遂行させることができる。

③ 第１項による教育の時間・方法及び内容等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（被害者等の意思尊重義務） 支援施設の長と従事者は、被害者等が明示的に表明した意思に反して第９条による業務をしてはならない。

第13条（警察官署の共助） ① 支援施設の長は、ストーキング行為者から被害者等を緊急に救助する必要があるときには、警察官署（地区隊・派出所及び出張所を含む。）の長にその所属職員の同行を要請することができる。

② 第１項による要請を受けた警察官署の長は、特別な事由がなければ、その要請に従わなければならない。

第14条（司法警察官の現場出動等） ① 司法警察官は、ストーキングの通報を受理したときには、遅滞なく、通報された現場に出動しなければならない。

② 第１項により出動した司法警察官は、通報された現場又は事件捜査のための関係場所に出入りし、関係人に対して調査をし、質問をすることができる。

③ 第２項の規定により出入り、調査又は質問をする司法警察官は、その権限を示す証票を持ち、これを関係人に示さなければならない。

④ 第２項により調査又は質問をする司法警察官は、被害者・通報者・目撃者等が自由に陳述することができるようストーキング行為者から離れた場所で捜査するなど必要な措置をとらなければならない。

⑤ 誰も正当な事由なく第２項による司法警察官の現場調査を拒否するなど、その業務遂行を妨げる行為をしてはならない。

第15条（守秘義務） 支援施設の長若しくは従事者又は支援施設の長であった者若しくは従事者であった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第16条（罰則） ① 第６条第１項に違反し、通報者又は被害者に対して解雇その他の不利益な措置をした者は、３年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処する。

② 第15条による守秘義務に違反した者は、１年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する。

第17条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用者その

他の従事者が、その法人又は個人の業務に関し、第 16 条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科す。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために、当該業務に関し相当な注意と監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

第 18 条（過怠料） ① 第 14 条第 5 項に違反し、正当な理由なく司法警察官の公務遂行を妨害した者は、1,000 万ウォン以下の過怠料を科す。

② 第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより女性家族部長官又は地方自治体の長が付加・徴収する。

附則 （第 19216 号、2023 年 1 月 17 日）

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

電子装置装着等に関する法律［抄］[※4)]

制定 2007 年 4 月 27 日法律第 8394 号（法律名「特定の性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」）、2008 年 10 月 28 日施行

改正 2020 年 2 月 4 日法律第 16923 号（法律名「電子装置装着等に関する法律」）、2020 年 8 月 5 日施行

改正 2023 年 7 月 11 日法律第 19519 号（一部改正）、2023 年 10 月 12 日施行

改正 2024 年 1 月 16 日法律第 20007 号、2024 年 7 月 17 日施行[※5)]

第 1 章 総 則

第 1 条（目的） この法律は、捜査・裁判・執行など刑事司法手続で電子装置を効率的に活用して不拘束裁判を拡大し、犯罪者の社会復帰を促進し、犯罪から国民を保護することを目的とする。

第 2 条（定義） この法律で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 「特定犯罪」とは、性暴力犯罪、未成年者対象の誘拐犯罪、殺人犯罪、強盗犯罪及びストーキング犯罪をいう。

2 「性暴力犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ　「刑法」第2編第32章強姦とわいせつの罪のうち、第297条（強姦）・第297条の2（類似強姦）・第298条（強制わいせつ）・第299条（準強姦、準強制わいせつ）・第300条（未遂犯）・第301条（強姦等傷害・致傷）・第301条の2（強姦等殺人・致死）・第302条（未成年者等に対する姦淫）・第303条（業務上の威力等による姦淫）・第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ）・第305条の2（常習犯）、第2編第38章窃盗と強盗の罪のうち第339条（強盗強姦）・第340条（海上強盗）第3項（人を強姦した罪のみをいう。）及び第342条（未遂犯）の罪（第339条及び第340条第3項のうち人を強姦した罪の未遂犯のみをいう。）

ロ　「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第3条（特殊強盗強姦等）乃至第10条（業務上威力等によるわいせつ）の罪及び第15条（未遂犯）の罪（第3条乃至第9条の未遂犯のみをいう。）

ハ　「児童・青少年の性保護に関する法律」第7条（児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ等）・第8条（障害者である児童・青少年に対する姦淫等）・第9条（強姦等傷害・致傷）及び第10条（強姦等殺人・致死）の罪

ニ　イ目乃至ハ目の罪として他の法律により加重処罰される罪

3　「未成年者対象誘拐犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ　未成年者に対する「刑法」第287条乃至第292条、第294条、第296条、第324条の2及び第336条の罪

ロ　未成年者に対する「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第5条の2（略取・誘拐罪の加重処罰）の罪

ハ　イ目とロ目の罪として他の法律により加重処罰される罪

3の2　「殺人犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ　「刑法」第2編第1章内乱の罪のうち第88条（内乱目的の殺人）・第89条（未遂犯）の罪（第88条の未遂犯のみをいう。）、第2編第24章殺人の罪のうち第250条（殺人、尊属殺害）・第251条（幼児殺害）・第252条（嘱託、承諾による殺人等）・第253条（偽計等による嘱託殺人等）・第254条（未遂犯）・第255条（予備、陰謀）、第2編第32章強姦及びわいせつの罪のうち第301条の2（強姦等殺人・致死）前段、第2編第37章権利行使を妨害する罪のうち第324条の4（人質殺害・致死）前段・第324条の5（未遂犯）

の罪（第 324 条の 4 前段の未遂犯のみをいう。）、第 2 編第 38 章窃盗と強盗の罪のうち第 338 条（強盗殺人・致死）前段・第 340 条（海上強盗）第 3 項（人を殺害した罪のみをいう。）及び第 342 条（未遂犯）の罪（第 338 条前段及び第 340 条第 3 項のうち人を殺害した罪の未遂犯のみをいう。）

ロ 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 9 条（強姦等殺人・致死）第 1 項の罪及び第 15 条（未遂犯）の罪（第 9 条第 1 項の未遂犯のみをいう。）

ハ 「児童・青少年の性保護に関する法律」第 10 条（強姦等殺人・致死）第 1 項の罪

ニ 「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第 5 条の 2（略取・誘拐罪の加重処罰）第 2 項第 2 号の罪及び同条第 6 項の罪（同条第 2 項第 2 号の未遂犯のみをいう。）

ホ イ目乃至ニ目の罪として他の法律により加重処罰される罪

3 の 3 「強盗犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ 「刑法」第 2 編第 38 章窃盗及び強盗の罪のうち第 333 条（強盗）・第 334 条（特殊強盗）・第 335 条（準強盗）・第 336 条（人質強盗）・第 337 条（強盗傷害・致傷）・第 338 条（強盗殺人・致死）・第 339 条（強盗強姦）・第 340 条（海上強盗）・第 341 条（常習犯）・第 342 条（未遂犯）の罪（第 333 条乃至第 341 条の未遂犯のみをいう。）及び第 343 条（予備、陰謀）の罪

ロ 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 3 条（特殊強盗強姦等）第 2 項及び第 15 条（未遂犯）の罪（第 3 条第 2 項の未遂犯のみをいう。）

ハ イ目とロ目の罪として他の法律により加重処罰される罪

3 の 4 「ストーキング犯罪」とは、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 18 条第 1 項及び第 2 項の罪をいう。

4 「位置追跡電子装置（以下、「電子装置」という。）」とは、電磁波を発信して追跡する原理を利用して位置を確認し、又は移動経路を探知する一連の機械的設備として大統領令で定めるものをいう。

第 3 条（国家の責務） 国家は、この法律の執行過程において国民の人権が不当に侵害されないよう注意しなければならない。

第 3 条の 2（研究開発事業の推進） 〈略〉

第 4 条（適用範囲） 満 19 歳未満の者に対して装着命令を宣告したときには、19

歳に達するまで、この法律による電子装置を装着することができない。

第２章　刑執行終了後の電子装置装着

第５条（電子装置装着命令の請求）　①　検察官は、次の各号のいずれか一つに該当し、性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対し電子装置を装着するようにする命令（以下、「装着命令」という。）を裁判所に請求することができる。

1　性暴力犯罪で懲役刑の実刑を宣告された者がその執行を終了した後又は執行が免除された後 10 年以内に性暴力犯罪を犯したとき

2　性暴力犯罪でこの法律による電子装置を装着した前歴がある者が再び性暴力犯罪を犯したとき

3　性暴力犯罪を 2 回以上犯し（有罪の確定判決を受けた場合を含む。）、その習癖が認められたとき

4　19 歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯したとき

5　身体的又は精神的障害のある者に対して性暴力犯罪を犯したとき

②　検察官は、未成年者対象誘拐犯罪を犯した者で、未成年者対象誘拐犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対して、装着命令を裁判所に請求することができる。ただし、誘拐犯罪で懲役刑の実刑以上の刑を宣告され、その執行が終了又は免除された後、再び誘拐犯罪を犯した場合には、装着命令を請求しなければならない。

③　検察官は、殺人犯罪を犯した者で、殺人犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対して、装着命令を裁判所に請求することができる。ただし、殺人犯罪で懲役刑の実刑以上の刑を宣告され、その執行が終了又は免除された後、再び殺人犯罪を犯した場合には、装着命令を請求しなければならない。

④　検察官は、次の各号のいずれか一つに該当し、強盗犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対して、装着命令を裁判所に請求することができる。

1　強盗犯罪で懲役刑の実刑を宣告された者が、その執行を終了した後又は執行が免除された後 10 年以内に再び強盗犯罪を犯したとき

2　強盗犯罪でこの法律による電子装置を装着した前歴がある者が再び強盗犯罪を犯したとき

3　強盗犯罪を 2 回以上犯し（有罪の確定判決を受けた場合を含む。）、その習癖が認められたとき

⑤　検察官は、次の各号のいずれか一つに該当し、ストーキング犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対して装着命令を裁判所に請求することができる。

1　ストーキング犯罪で懲役刑の実刑を宣告された者がその執行を終了した後又は執行が免除された後、10 年以内に再びストーキング犯罪を犯したとき

2　ストーキング犯罪でこの法律による電子装置を装着した前歴がある者が再びストーキング犯罪を犯したとき

3　ストーキング犯罪を 2 回以上犯し（有罪の確定判決を受けた場合を含む。）、その習癖が認められたとき

⑥　第 1 項乃至第 5 項の規定による装着命令の請求は、公訴が提起された特定犯罪事件の控訴審弁論終結時までにしなければならない。

⑦　裁判所は、公訴が提起された特定犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときは、検察官に装着命令の請求を要求することができる。

⑧　第 1 項乃至第 5 項の規定による特定犯罪事件に対して判決の確定なく公訴が提起された時から 15 年が経過した場合には、装着命令を請求することができない。

第 6 条（調査）　①　検察官は、装着命令を請求するため必要と認めるときは、被疑者の住居地又は所属検察庁（支庁を含む。以下同じ。）所在地を管轄する保護観察所（支所を含む。以下同じ。）の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性など被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる。

②　第 1 項の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名しなければならない。

③　第 2 項により指名された保護観察官は、遅滞なく必要な事項を調査した後、検察官に調査報告書を提出しなければならない。

④　検察官は、第 1 項の要請を受けた保護観察所の長に調査進行状況の報告を要求することができる。

⑤　検察官は、装着命令を請求するにあたって必要な場合は、被疑者に対する精神感情又はその他専門家の診断等の結果を参考にしなければならない。

第 7 条（装着命令請求事件の管轄）〈略〉

第 8 条（装着命令請求書の記載事項等）　①　装着命令請求書には、次の各号の事

項を記載しなければならない。

1　装着命令請求対象者（以下、「被装着命令請求者」という。）の姓名その他被装着命令請求者を特定することができる事項

2　請求の原因となる事実

3　適用法条

4　その他大統領令で定める事項

②　裁判所は、装着命令請求があるときは、遅滞なく装着命令請求書の副本を被装着命令請求者又はその弁護人に送付しなければならない。この場合、特定犯罪事件に対する公訴提起と同時に装着命令請求があるときは、第1回公判期日の5日前までに、特定犯罪事件の審理中に装着命令請求があるときは、次の公判期日の5日前までに送付しなければならない。

第９条（装着命令の判決等）　①　裁判所は、装着命令請求に理由があると認めるときは、次の各号による期間の範囲内で装着期間を定め、判決で装着命令を宣告しなければならない。ただし、19歳未満の者に対して特定犯罪を犯した場合は、装着期間の下限を次の各号による装着期間の下限の2倍とする。

1　法定刑の上限が死刑又は無期懲役である特定犯罪　10年以上30年以下

2　法定刑のうち懲役刑の下限が3年以上の有期懲役である特定犯罪（第1号に該当する特定犯罪は除く。）　3年以上20年以下

3　法定刑のうち懲役刑の下限が3年未満の有期懲役である特定犯罪（第1号又は第2号に該当する特定犯罪は除く。）　1年以上10年以下

②　複数の特定犯罪に対して同時に装着命令を宣告するときは、法定刑が最も重い罪の装着期間の上限の2分の1まで加重するが、各罪の装着期間の上限を合算した期間を超えることができない。ただし、一つの行為が複数の特定犯罪に該当する場合には、最も重い罪の装着期間を装着期間とする。

③　装着命令を宣告された者は、装着期間の間、「保護観察等に関する法律」による保護観察を受ける。

④　裁判所は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、判決で装着命令請求を棄却しなければならない。

1　装着命令請求に理由がないと認めるとき

2　特定犯罪事件に対して無罪（心神喪失を理由に治療監護が宣告された場合は

除く。）・免訴・公訴棄却の判決又は決定を宣告するとき

3　特定犯罪事件に対して罰金刑を宣告するとき

4　特定犯罪事件に対して宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき（第 28 条第 1 項により電子装置装着を命じるときを除く。）

⑤　装着命令請求事件の判決は、特定犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。

⑥　装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない。

⑦　装着命令の宣告は、特定犯罪事件の量刑に有利に参酌してはならない。

⑧　特定犯罪事件の判決に対し上訴及び上訴の放棄・取下げがあるときは、装着命令請求事件の判決に対しても上訴及び上訴の放棄・取下げがあるものとみなす。上訴権回復、再審の請求又は非常上告があるときも、また同じとする。

⑨　第 8 項にかかわらず、検察官又は被装着命令令請求者及び「刑事訴訟法」第 340 条・第 341 条に規定された者は、装着命令に対して独立して上訴及び上訴の放棄・取下げをすることができる。上訴権回復、再審の請求又は緊急上告の場合にも、また同じとする。

第９条の２（遵守事項）　①　裁判所は、第 9 条第 1 項により装着命令を宣告する場合、装着期間の範囲で遵守期間を定め、次の各号の遵守事項のうち 1 つ以上を課すことができる。ただし、第 4 号の遵守事項は、500 時間の範囲でその期間を定めなければならない。

1　夜間、児童・青少年の通学時間等特定時間帯の外出制限

2　子ども保護区域等特定地域・場所への出入禁止及び接近禁止

2 の 2　住宅地域の制限

3　被害者等特定人への接近禁止

4　特定犯罪治療プログラムの履修

5　麻薬等中毒性のある物質の使用禁止

6　その他装着命令の宣告を受ける者の再犯防止と性行矯正のために必要な事項

②　削除

③　第 1 項にかかわらず、裁判所は、性暴力犯罪を犯した者（19 歳未満の者を対象に性暴力犯罪を犯した者に限る。）又はストーキング犯罪を犯した者に対し第

9条第1項により装着命令を宣告する場合は、次の各号の区分に従い、第1項の遵守事項を課さなければならない。

1　19歳未満の者を対象に性暴力犯罪を犯した者　第1項第1号及び第3号の遵守事項を含めること。ただし、第1項第1号の遵守事項を課してはならない特別な事情があると判断する場合には、当該遵守事項を含めないことができる。

2　ストーキング犯罪を犯した者　第1項第3号の遵守事項を含めること

第10条（装着命令判決等による措置）〈略〉

第11条（国選弁護人等）　装着命令請求事件に関しては、「刑事訴訟法」第282条及び第283条を準用する。

第12条（執行指揮）　①　装着命令は、検察官の指揮を受け、保護観察官が執行する。

②　第1項による指揮は、判決文謄本を添付した書面とする。

第13条（装着命令の執行）　①　装着命令は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、若しくは免除・仮釈放される日又は治療監護の執行が終了・仮終了する日、釈放直前に被装着命令者の身体に電子装置を装着することにより執行する。ただし、次の場合には、各号の区分に従い、執行する。

1　装着命令の原因となった特定犯罪事件ではない他の犯罪事件で刑又は治療監護の執行が継続する場合には、装着命令の原因となった特定犯罪事件でない他の犯罪事件に対する刑の執行が終了し、若しくは免除・仮釈放される日又は治療監護の執行が終了・仮終了する日から執行する。

2　被装着命令者が装着命令判決確定時に釈放された状態であり、未決拘禁日数算入等の理由で既に刑の執行が終了した場合には、装着命令判決確定日から装着命令を執行する。

②　第1項第2号により装着命令を執行する場合、保護観察所の長は被装着命令者を召喚することができ、被装着命令者が召喚に従わないときは、管轄地方検察庁の検察官に申請し、装着命令執行状の発付を受け勾引することができる。

③　保護観察所の長は、第2項により被装着命令者を勾引した場合には、装着命令の執行を終えた後直ちに釈放しなければならない。

④　装着命令の執行は、身体の完全性を害さない範囲内で行わなければならない。

⑤　装着命令が複数である場合、確定した順序に従って執行する。

⑥　次の各号のいずれか一つに該当するときは、装着命令の執行は停止する。

1　装着命令の執行中他の罪を犯して拘束令状の執行を受けて拘禁されたとき

2　装着命令の執行中に他の罪を犯して禁錮以上の刑の執行を受けるようになったとき

3　仮釈放又は仮終了された者に対し電子装置装着期間中に仮釈放又は仮終了が取り消され、又は失効したとき

⑦　第 6 項第 1 号にかかわらず、拘束令状の執行を受け拘禁された後、次の各号のいずれか一つに該当する理由で拘禁が終了する場合、その拘禁期間中は装着命令が執行されたものとみなす。ただし、第 1 号及び第 2 号の場合、裁判所の判決により有罪が確定した場合は除く。

1　司法警察官が不送致決定をした場合

2　検察官が、嫌疑なし、罪とならず、公訴権なし又は却下の不起訴処分をした場合

3　裁判所の無罪、免訴、公訴棄却判決又は公訴棄却決定が確定した場合

⑧　第 6 項により執行が停止した装着命令の残余期間については、次の各号の区分に従って執行する。

1　第 6 項第 1 号の場合は、拘禁が解除され、又は禁錮以上の刑の執行を受けなくなることが確定したときからその残余期間を執行する。

2　第 6 項第 2 号の場合には、その刑の執行が終了し、又は免除された後又は仮釈放されたときからその残余期間を執行する。

3　第 6 項第 3 号の場合には、その刑又は治療監護の執行が終了し、又は免除された後、その残余期間を執行する。

⑨　第 1 項乃至第 8 項に規定された事項のほか、装着命令の執行及び停止に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 14 条（被装着者の義務）　①　電子装置が装着された者（以下、「被装着者」という。）は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から断りなく分離・損壊、電波妨害又は受信資料の変造その他の方法でその効用を害してはならない。

②　被装着者は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、又は免除・仮釈放される日から 10 日以内に住宅地を管轄する保護観察所に出頭し、大統領令で定める身上情報等を書面で申告しなければならない。

③　被装着者は、住居を移転し、7日以上の国内旅行をし、又は出国するときは、予め保護観察官の許可を得なければならない。

第14条の2（装着期間の延長等）　①　被装着者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、裁判所は、保護観察所の長の申請による検察官の請求で1年の範囲で装着期間を延長し、又は第9条の2第1項の遵守事項を追加又は変更する決定をすることができる。

1　正当な理由なく、「保護観察等に関する法律」第32条による遵守事項に違反した場合

2　正当な理由なく第14条第2項に違反して申告しない場合

3　正当な理由なく第14条第3項に違反して許可を受けず住居移転・国内旅行又は出国をし、偽りで許可を受けた場合

4　正当な理由なく第14条第3項による出国許可期間までに入国しなかった場合

②　第1項各号に規定された事項以外の事情変更がある場合にも、裁判所は、相当な理由があると認められる場合、保護観察所の長の申請による検察官の請求で第9条の2第1項の遵守事項を付加、追加、変更又は削除する決定をすることができる。

第14条の3（被装着命令者に対する遵守事項の付加等）　被装着命令者の再犯の危険性に関して行刑成績等の資料により判決宣告当時に予想することができなかった新たな事情が疎明されるなど特別な事情がある場合、裁判所は、保護観察所の長の申請による検察官の請求により、第9条の2第1項の遵守事項を付加、追加、変更又は削除する決定をすることができる。

第15条（保護観察官の任務）　①　保護観察官は、被装着者の再犯防止及び健全な社会復帰のため必要な指導及び援護を行う。

②　保護観察官は、電子装置装着期間中、被装着者の所在地付近の医療機関での治療、相談施設での相談治療等、被装着者の再犯防止及び羞恥心による過度な苦痛の防止のため必要な措置を行うことができる。

③　保護観察官は、必要な場合、装着命令の執行を開始する前に刑務所長等に要請し、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」第63条の教育、第64条の教化プログラム及び第107条の懲罰に関する資料等被装着者の刑又は治療監護執行中の生活実態を確認することができる資料を確保し、刑又は治療監護の執行を受け

ている被装着者を面接することができる。この場合、刑務所長等は保護観察官に協力しなければならない。

第 16 条（受信資料の保存・使用・廃棄等） ① 保護観察所の長は、被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信し、その資料（以下、「受信資料」という。）を保存しなければならない。

② 受信資料は、次の各号の場合の他は閲覧・照会・提供又は公開することができない。

1 被装着者の特定犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合

2 保護観察官が指導・援護を目的に使用する場合

3 「保護観察等に関する法律」第 5 条による保護観察審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の装着命令臨時解除とその取消しに関する審査のために使用する場合

4 保護観察所の長が被装着者の第 38 条又は第 39 条に該当する犯罪嫌疑に対する捜査を依頼するため使用する場合

③ 削除

④ 検察官又は司法警察官は、第 2 項第 1 号に該当する事由で受信資料を閲覧又は照会する場合、管轄地方裁判所（軍事裁判所を含む。）又は支所の許可を得なければならない。ただし、管轄地方裁判所又は支所の許可を受けることができない緊急の事由があるときは、受信資料閲覧又は照会を要請した後、遅滞なくその許可を得て、保護観察所の長に送付しなければならない。

⑤ 検察官又は司法警察官は、第 4 項ただし書に従い緊急な事由により受信資料を閲覧又は照会したにもかかわらず地方裁判所又は支所の許可を得ることができなかった場合には、遅滞なく閲覧又は照会した受信資料を廃棄し、その事実を保護観察所の長に通知しなければならない。

⑥ 保護観察所の長は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、受信資料を廃棄しなければならない。

1 装着命令とともに宣告された刑が「刑法」第 81 条により失効したとき

2 装着命令とともに宣告された刑が恩赦によりその効力を失ったとき

3 電子装置装着が終了した者が資格停止以上の刑又はこの法律による電子装置装着を受けることなく電子装置装着を終了した日から 5 年が経過したとき

⑦　第１項乃至第６項に規定する事項のほか、受信資料の保存・使用・閲覧・照会・提供・廃棄等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条の２（被装着者の身上情報提供等）　①　保護観察所の長は、犯罪予防及び捜査に必要と判断する場合、被装着者が第14条第２項により申告した身上情報及び被装着者に対する指導・監督中に知り得た事実等の資料を被装着者の住居地を管轄する警察官の長等捜査機関に提供することができる。

②　捜査機関は、犯罪予防及び捜査活動中に認知した事実が被装着者の指導・監督に活用するに足る資料であると判断する場合、これを保護観察所の長に提供することができる。

③　保護観察所の長は、被装着者が犯罪を犯し、又は犯したと疑うに足る相当な理由があるときは、これを捜査機関に通報しなければならない。

④　捜査機関は、逮捕又は拘束した者が被装着者であることを知った場合には、被装着者の住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

⑤　第１項乃至第４項による提供及び通報の手続及び管理等に必要な事項は、大統領令で定める。

第16条の３（位置追跡管制センターの設置・運営等）　①　法務部長官は、保護観察所の長及び保護観察官が被装着者の位置を確認し、移動経路を探知し、電子装置から発信される電磁波を受信した資料を保存・使用・廃棄する業務を支援するため位置追跡管制センターを設置し、運営することができる。

②　位置追跡管制センターの長は、被装着者が第９条の２第１項各号（第４号及び第６号は除く。）による遵守事項又は第14条第１項による効用維持義務に違反し、又は違反したと疑うに足る相当な理由があり、被装着者に対する迅速な指導・監督のため必要な場合、地方自治体の長に「個人情報保護法」第２条第７号による固定型映像情報処理機器を通じて収集された映像情報の提供等協力を要請することができる。

③　第２項により被装着者に関する映像情報の提供を受けた位置追跡管制センターの長は、映像情報の閲覧が終了した後、その事実を当該被装着者に通知しなければならない。

④　第３項による通知の時期及び方法等映像情報閲覧事実の通知に必要な事項は、法務部令で定める。

第 17 条（装着命令の臨時解除申請等） ① 保護観察所の長又は被装着者及びその法定代理人は、当該保護観察所を管轄する審査委員会に装着命令の臨時解除を申請することができる。

② 第 1 項の申請は、装着命令の執行が開始された日から 3 か月が経過した後にしなければならない。申請が棄却された場合には、棄却された日から 3 か月が経過した後に再び申請することができる。

③ 第 2 項により臨時解除の申請をするときは、申請書に臨時解除の審査に参考となる資料を添付し、提出しなければならない。

第 18 条（装着命令臨時解除の審査及び決定） ① 審査委員会は、臨時解除を審査するときは、被装着者の人格、生活態度、装着命令履行状況及び再犯の危険性について、保護観察官等専門家の意見を考慮しなければならない。

② 審査委員会は、臨時解除の審査のために必要なときは、保護観察所の長に必要な事項を調査させ、被装着者その他関係人を直接召喚・尋問又は調査することができる。

③ 第 2 項の要求を受けた保護観察所の長は、必要な事項を調査し、審査委員会に通報しなければならない。

④ 審査委員会は、被装着者が装着命令を引き続き執行する必要がない程度に改善し、再犯の危険性がないと認めるときは、装着命令の臨時解除を決定することができる。この場合、被装着者に住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告するようにすることができる。

⑤ 審査委員会は、装着命令の臨時解除をしない決定をしたときは、決定書にその理由を明示しなければならない。

⑥ 第 4 項により装着命令が臨時解除された場合には、第 9 条第 3 項による保護観察及び第 9 条の 2 による遵守事項並びに「児童・青少年の性保護に関する法律」第 61 条第 3 項による保護観察が臨時解除されたものとみなす。ただし、審査委員会が保護観察又は遵守事項の付加が必要であると決定した場合には、この限りでない。

第 19 条（臨時解除の取消等） ① 保護観察所の長は、装着命令が臨時解除された者が特定犯罪を犯し、又は住居移転状況等の報告に応じないなど、再犯の危険性があると判断するときは、審査委員会に臨時解除の取消しを申請することがで

きる。この場合、審査委員会は、臨時解除された者の再犯の危険性が著しいと認められるときは、臨時解除を取り消さなければならない。

② 第１項により臨時解除が取り消された者は、残りの装着命令期間の間、電子装置を装着しなければならず、また装着命令するときに開始された保護観察を受けなければならず、課された遵守事項（遵守期間が終了しない場合に限る。）を遵守しなければならない。この場合、臨時解除期間は装着命令期間に算入しない。

第 20 条（装着命令執行の終了） 第９条により宣告された装着命令は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、その執行が終了する。

1 装着命令期間が経過したとき

2 装着命令とともに宣告した刑が恩赦となり、その宣告の効力を失うことになったとき

3 削除

4 装着命令が臨時解除された者がその臨時解除が取り消されることなく残りの装着命令期間を経過したとき

第 21 条（装着命令の時効） ① 被装着命令者は、その判決が確定した後に執行を受けず、併せて宣告された特定犯罪事件の刑の時効が完成した場合、その執行が免除される。

② 装着命令の時効は被装着命令者を逮捕することにより中断する。

第２章の２ 刑執行終了後の保護観察

第 21 条の２（保護観察命令の請求） 検察官は、次の各号のいずれか一つに該当する者に対して刑の執行が終了したときから「保護観察等に関する法律」による保護観察を受けるようにする命令（以下、「保護観察命令」という。）を裁判所に請求することができる。

1 性暴力犯罪を犯した者で性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

2 未成年者対象誘拐犯罪を犯した者で未成年者対象誘拐犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

3 殺人犯罪を犯した者で殺人犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

4 強盗犯罪を犯した者で強盗犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

5 ストーキング犯罪を犯した者でストーキング犯罪を再び犯す危険性があると

認められる者

第 21 条の 3（保護観察命令の判決） ① 裁判所は、第 21 条の 2 各号のいずれか一つに該当する者が禁錮以上の宣告刑に該当し、保護観察命令の請求に理由があると認めるときは、2 年以上 5 年以下の範囲で期間を定めて保護観察命令を宣告しなければならない。

② 裁判所は、第 1 項にかかわらず、第 9 条第 4 項第 1 号により装着命令請求を棄却する場合で、第 21 条の 2 各号のいずれか一つに該当し保護観察命令を宣告する必要があると認めるときは、職権で第 1 項による期間を定め保護観察命令を宣告することができる。

第 21 条の 4（遵守事項） ① 裁判所は、第 21 条の 3 により保護観察命令を宣告する場合、第 9 条の 2 第 1 項各号の遵守事項のうち 1 つ以上を課すことができる。ただし、第 9 条の 2 第 1 項第 4 号の遵守事項は、300 時間の範囲でその期間を定めなければならない。

② 第 1 項本文にかかわらず、裁判所は、性暴力犯罪を犯した者（19 歳未満の者を対象に性暴力犯罪を犯した者に限る。）又はストーキング犯罪を犯した者に対しては、第 21 条の 3 により保護観察命令を宣告する場合、第 9 条の 2 第 1 項第 3 号を含め、遵守事項を課さなければならない。

第 21 条の 5（保護観察命令の執行） 保護観察命令は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、又は免除・仮釈放される日又は治療監護執行が終了・仮終了する日から執行する。ただし、保護観察命令の原因となった特定犯罪事件でない他の犯罪事件による刑又は治療監護の執行が継続する場合は、保護観察命令の原因となった特定犯罪事件でない他の犯罪事件に対する刑の執行が終了し、又は免除・仮釈放される日又は治療監護の執行が終了・仮終了する日から執行する。

第 21 条の 6（保護観察対象者の義務） ① 保護観察対象者は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了又は免除・仮釈放される日から 10 日以内に住居地を管轄する保護観察所に出頭し、書面で申告しなければならない。

② 保護観察対象者は、住居を移転し、7 日以上の国内旅行をし、又は出国するときは、予め保護観察官の許可を受けなければならない。

第 21 条の 7（保護観察期間の延長等） ① 保護観察対象者が正当な理由なく第 21 条の 4 又は「保護観察等に関する法律」第 32 条による遵守事項に違反し、又

は第21条の6による義務に違反したとき、裁判所は保護観察所の長の申請による検察官の請求により次の各号の決定をすることができる。

1　1年の範囲で保護観察期間の延長

2　第21条の4による遵守事項の追加又は変更

②　第1項各号の処分は、併科することができる。

③　第1項に規定された事項以外の事情変更がある場合にも、裁判所は、相当な理由があると認める場合、保護観察所の長の申請による検察官の請求により第21条の4による遵守事項を追加、変更又は削除する決定をすることができる。

第21条の8（準用規定）　保護観察対象者に対しては、第5条第6項・第8項、第6条乃至第8条、第9条第2項乃至第9項、第9条の2、第10条乃至第12条、第13条第5項乃至第9項、第15条及び第17条乃至第21条の規程を準用し、「装着命令」は「保護観察命令」と、「装着期間」は「保護観察期間」と、「被装着命令請求者」は「被保護観察命令請求者」と、「被装着者」は「保護観察対象者」と、「電子装置装着」は「保護観察」とみなす。

第3章　仮釈放及び仮終了等と電子装置装着

第22条（仮釈放と電子装置装着）　①　第9条による装着命令の判決を宣告されなかった特定の犯罪者として刑の執行中に仮釈放され保護観察を受けることになる者は、遵守事項履行の有無の確認等のため、仮釈放期間中に電子装置を装着しなければならない。ただし、審査委員会が電子装置の装着が必要でないと決定した場合には、この限りでない。

②　審査委員会は、特定犯罪以外の犯罪で刑の執行中に仮釈放され、保護観察を受ける者の遵守事項履行の有無の確認等のため、仮釈放予定者の犯罪内容、個別的特性等を考慮し、仮釈放期間の全部又は一部の期間を定めて電子装置を装着するようにすることができる。

③　審査委員会は、第1項及び第2項の決定のため、仮釈放予定者に対する電子装置装着の必要性と適合性の有無等を調査しなければならない。

④　審査委員会は、第1項及び第2項により電子装置を装着することになる者の住居地を管轄する保護観察所の長に仮釈放者の人的事項等、電子装置の装着に必要な事項を直ちに通報しなければならない。

⑤　刑務所長等は、第 1 項及び第 2 項の規定による仮釈放予定者が釈放される 5 日前までに、その住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

第 23 条（仮終了等と電子装置装着）　①　「治療監護等に関する法律」第 37 条による治療監護審議委員会（以下、「治療監護審議委員会」という。）は、第 9 条による装着命令判決を宣告されなかった特定犯罪者として治療監護の執行中に仮終了又は治療委託となる被治療監護者又は保護監護の執行中に仮出所となる被保護監護者（以下、「仮終了者等」という。）に対し、「治療監護等に関する法律」又は「社会保護法」（法律第 7656 号で廃止される前の法律をいう。）による遵守事項履行の履行の有無の確認等のため保護観察期間の範囲で定め、電子装置を装着するようにすることができる。

②　治療監護審議委員会は、第 1 項により電子装置の装着を決定した場合には、直ちに被装着決定者の住居地を管轄する保護観察所の長に通報しなければならない。

③　治療監護施設の長・保護監護施設の長又は刑務所の長は、仮終了者等が仮終了治療委託、又は仮出所される 5 日前までに仮終了者等の住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

第 24 条（電子装置の装着）　①　電子装置の装着は、保護観察官が執行する。

②　電子装置は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、釈放直前に装着する。

1　仮釈放となる日

2　仮終了、治療委託又は仮出所となる日。ただし、第 23 条第 1 項の規定による被治療監護者に治療監護と併科された刑の残余刑期があり、又は治療監護の原因となった特定犯罪事件ではない他の犯罪事件により執行する刑がある場合には、当該刑の執行が終了・免除され、又は仮釈放となる日に装着する。

③　電子装置装着執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときは、装着執行が停止される。この場合、審査委員会が保護観察所の長の仮釈放取消申請を棄却した日又は法務部長官が審査委員会の許可申請を許可しなかった日から、その残余期間を執行する。

第 25 条（装着執行の終了）　第 22 条及び第 23 条による電子装置の装着は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、その執行は終了する。

1　仮釈放期間が経過し、又は仮釈放が失効又は取り消されたとき

2　仮終了者等の装着期間が経過し、又は保護観察が終了したとき

3　仮釈放となった刑が恩赦となり、刑の宣告の効力を失うことになったとき

4　削除

第 26 条（受信資料の活用）　保護観察官は、受信資料を遵守事項履行の有無の確認等、「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導・監督及び援護に活用することができる。

第 27 条（準用）　この章による電子装置の装着に関しては、第 13 条第 4 項・第 6 項第 1 号・第 8 項第 1 号・第 9 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3 及び第 17 条乃至第 19 条の規定を準用する。

第 4 章　刑の執行猶予と装着命令

第 28 条（刑の執行猶予と装着命令）　①　裁判所は、特定犯罪を犯した者に対して刑の執行を猶予し保護観察を受けることを命じるときは、保護観察期間の範囲で期間を定めて遵守事項の履行の有無の確認等のため、電子装置を装着することを命ずることができる。

②　裁判所は、第 1 項による装着命令期間中、所在地付近の医療機関での治療、指定相談施設での相談治療など、対象者の再犯防止のために必要な措置等を課すことができる。

③　裁判所は、第 1 項の規定による電子装置の装着を命ずるために必要と認めるときは、被告人の住居地又はその裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる。

第 29 条（装着命令の執行）　①　装着命令は、電子装置の装着を命じる裁判所の判決が確定したときから執行する。

②　装着命令の執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときは、装着命令の執行が停止される。この場合、検察官が保護観察所の長の執行猶予取消申請を棄却した日又は裁判所が検察官の執行猶予取消請求を棄却した日から、その残余期間を執行する。

第 30 条（装着命令執行の終了）　第 28 条の装着命令は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、その執行は終了する。

1　装着命令期間が経過したとき
2　執行猶予が失効又は取り消されたとき
3　執行猶予された刑が恩赦となり、刑の宣告の効力を失うことになったとき
4　削除

第 31 条（準用）　この章による装着命令に関しては、第 6 条、第 9 条第 5 項乃至第 7 項、第 10 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 4 項・第 6 項第 1 号・第 8 項第 1 号・第 9 項、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条乃至第 19 条及び第 26 条を準用する。

第 5 章　保釈と電子装置装着

第 31 条の 2（保釈と電子装置装着）　①　裁判所は、「刑事訴訟法」第 98 条第 9 号による保釈条件として被告人に電子装置装着を命ずることができる。

②　裁判所は、第 1 項の規定による電子装置の装着を命じるため必要と認める場合、その裁判所の所在地又は被告人の住居地を管轄する保護観察所の長に被告人の職業、経済力、家族状況、住居状態、生活環境及び被害回復の有無等被告人に関する事項の調査を依頼することができる。

③　第 2 項の依頼を受けた保護観察所の長は、遅滞なく調査し、書面で裁判所に通報しなければならず、調査のために必要な場合は、被告人その他関係人を召喚して尋問し、又は所属保護観察官に必要な事項を調査させることができる。

④　保護観察所の長は、第 3 項の調査のために必要であると認める場合、国公立機関その他団体に事実を調べ、又は関連資料の閲覧等の協力を要請することができる。

第 31 条の 3（電子装置装着の執行）　①　裁判所は、第 31 条の 2 第 1 項により電子装置装着を命じた場合、遅滞なくその決定文の謄本を被告人の住居地を管轄する保護観察所の長に送付しなければならない。

②　第 31 条の 2 第 1 項により電子装置装着命令を受け、釈放された被告人は、裁判所が指定した日時まで住居地を管轄する保護観察所に出頭し、申告した後、保護観察官の指示に従い電子装置を装着しなければならない。

③　保護観察所の長は、第 31 条の 2 第 1 項による被告人の保釈条件の履行の有無を確認するために適切な措置をしなければならない。

④　電子装置装着の執行の手続及び方法等に関する事項は、大統領令で定める。

第 31 条の 4（保釈条件履行状況等の通知）　①　保護観察所の長は、第 31 条の 2 第 1 項による被告人の保釈条件履行状況を裁判所に定期的に通知しなければならない。

②　保護観察所の長は、被告人が第 31 条の 2 第 1 項の規定による電子装置装着命令に違反した場合及び電子装置の装着を通じて被告人に課された住居の制限等「刑事訴訟法」による他の保釈条件に違反したことを確認した場合、遅滞なく裁判所及び検察官にこれを通知しなければならない。

③　第 2 項による通知を受けた裁判所は、「刑事訴訟法」第 102 条により被告人の保釈条件を変更し、又は保釈を取り消す場合、これを遅滞なく保護観察所の長に通知しなければならない。

④　第 1 項から第 3 項までの規定による通知の手続及び方法等に関する事項は、大統領令で定める。

第 31 条の 5（電子装置装着の終了）　第 31 条の 2 第 1 項による電子装置の装着は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にその執行は終了する。

1　拘束令状の効力が消滅した場合

2　保釈が取り消された場合

3　「刑事訴訟法」第 102 条により保釈条件が変更され、電子装置を取り付ける必要がなくなる場合

第 5 章の 2　ストーキング行為者に対する電子装置の装着

第 31 条の 6（電子装置装着の執行）　①　裁判所は、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 9 条第 1 項第 3 号の 2 による暫定措置（以下、この章で「暫定措置」という。）として電子装置の装着を決定した場合、その決定文の謄本をストーキング行為者の事件調査を管轄する警察官署（以下、この章で「管轄警察官署」という。）の長とストーキング行為者の住居地を管轄する保護観察所（以下、この章で「保護観察所」という。）の長に遅滞なく送付しなければならない。

②　暫定措置決定を受けたストーキング行為者は、裁判所が指定した日時までに保護観察所に出頭し、大統領令で定める身上情報等を書面で申告した後、保護観察官の指示に従い電子装置を装着しなければならない。

③　保護観察所の長は、ストーキング行為者が第 2 項により電子装置を装着する場合、管轄警察官署の長にこれを直ちに通知しなければならず、管轄警察官署の長は「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の 2 によるストーキング行為者の暫定措置履行の有無を確認するため、被害者に対する次の各号の事項を保護観察所の長に直ちに通知しなければならない。

1　姓名
2　民登録番号
3　住所と実際の居住地
4　職場所在地
5　電話番号
6　その他大統領令で定める被害者の保護のために必要な事項

④　保護観察所の長は、ストーキング行為者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、その事実を管轄警察官署の長に直ちに通知しなければならない。

1　正当な理由なく、第 2 項の規定により裁判所が指定した日時まで保護観察所に出頭して申告せず、又は電子装置の装着を拒否する場合
2　暫定措置期間中、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 9 条第 1 項第 2 号に違反し、又は違反するおそれがある場合
3　暫定措置期間中、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 9 条第 4 項を違反し、又は違反したと疑うに足る相当な理由がある場合
4　その他暫定措置の履行及び被害者の保護のため適切な措置が必要な場合として大統領令で定める事由がある場合

⑤　管轄警察官署の長は、第 4 項による通知がある場合、直ちにストーキング行為者が所在する現場に出動するなどの方法により、その事由を確認し、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 9 条第 1 項第 4 号による留置申請等被害者保護に必要な適切な措置をしなければならない。

⑥　管轄警察官署の長は、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 11 条第 5 項により暫定措置決定が効力を喪失するときは、保護観察所の長にこれを遅滞なく通知しなければならない。

⑦　裁判所は、暫定措置の延長・変更・取消決定をする場合、管轄警察官署の長と保護観察所の長にこれを遅滞なく通知しなければならない。

⑧　第１項から第７項までによる電子装置装着の執行等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 31 条の７（電子装置装着の終了）　第 31 条の６による電子装置装着は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、その執行が終了する。

1　暫定措置の期間が経過したとき

2　暫定措置が変更または取り消されたとき

3　暫定措置が効力を失ったとき

第 31 条の８（ストーキング行為者受信資料の保存・使用・廃棄等）　①　保護観察所の長は、第 31 条の６第２項により電子装置を装着したストーキング行為者の電子装置から発信される電磁波を受信し、その資料（以下、「ストーキング行為者受信資料」という。）を保存しなければならない。

②　ストーキング行為者受信資料は、次の各号の場合の他は、閲覧、照会、提供又は開示することができない。

1「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第２条第２号によるストーキング犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合

2「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第９条第１項第２号及び第３号の２による暫定措置履行の有無を確認するために使用する場合

3「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 11 条による暫定措置の延長・変更・取消請求又はその申請のために使用する場合

4「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第 20 条第１項第１号及び同条第２項に該当する犯罪の嫌疑に対する捜査のために使用する場合

③　検察官又は司法警察官が第２項第１号に該当する事由でストーキング行為者受信資料を閲覧又は照会する場合、その手続に関しては、第 16 条第４項及び第５項を準用する。

④　保護観察所の長は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、ストーキング行為者受信資料を廃棄しなければならない。

1　暫定措置が効力を失ったとき

2　暫定措置の原因となるストーキング犯罪事件に対し裁判所の無罪、免訴、公訴棄却判決又は公訴棄却決定が確定したとき

3　暫定措置執行を終了した日から５年が経過したとき

第 6 章　補　則

第 32 条（電子装置装着期間の計算）　①　電子装置装着期間は、これを執行した日から起算するが、初日は時間を計算することなく、1 日と算定する。

②　次の各号のいずれか一つに該当する期間は、電子装置装着期間に算入しない。ただし、保護観察が課された人の電子装置装着期間は保護観察期間を超過することはできない。

1　被装着者が第 14 条第 1 項に違反して電子装置を身体から分離し、又は損壊するなど、その効用を害した期間

2　被装着者の治療、出国又はその他の適法な理由で電子装置が身体から一時的に分離された後、当該分離事由が解消された日から正当な事由なく電子装置を装着しなかった期間

第 32 条の 2（装着命令等執行専担保護観察官の指定）　保護観察所の長は、所属保護観察官の中から次の各号の事項を専担する保護観察官を指定しなければならない。ただし、保護観察所の長は、19 歳未満の人に対して性暴力犯罪を犯した被装着者のうち再犯の危険性が著しく高い人に対しては、一定期間、その被装着者 1 人だけを専担する保護観察官を指定しなければならない。

1　装着命令及び保護観察命令を請求するために必要な被疑者に対する調査

2　装着命令及び保護観察命令の執行

3　被装着者及び保護観察対象者の再犯防止と健全な社会復帰のための治療等必要な措置の付加

4　その他、被装着者及び保護観察対象者の「保護観察等に関する法律」等による遵守事項の履行の有無の確認等、被装着者及び保護観察対象者に対する指導・監督及び援護

第 33 条（電子装置装着一時解除の擬制）　保護観察が一時解除された場合、電子装置装着が一時解除されたものとみなす。

第 33 条の 2（犯罪経歴資料等の照会要請）　①　法務部長官は、この法律による装着命令又は保護観察命令の執行が終了した者の再犯の有無を調査し、装着命令又は保護観察命令の効果を評価するために必要な場合は、その執行が終了したときから 5 年間、関係機関にその者に関する犯罪経歴と捜査経歴資料に対する照会

を要請することができる。

② 第1項の要請を受けた関係機関の長は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

第34条（軍法被適用者に対する特則） この法律を適用するにあたって「軍事裁判所法」第2条第1項各号のいずれか一つに該当する者に対して、軍事裁判所は裁判所の、軍検察官は検察官の、軍司法警察官は司法警察官の、軍刑務所長は刑務所長のこの法律による職務をそれぞれ行う。

第35条（他の法律の準用） この法律を適用するにあたり、この法律に規定がある場合を除いては、その性質に反しない範囲で「刑事訴訟法」及び「保護観察等に関する法律」の規定を準用する。

第7章 罰 則

第36条（罰則） ① 電子装置装着業務を担当する者が、正当な理由なく、被装着者の電子装置を解除し、又は損壊したときは、1年以上の有期懲役に処する。

② 電子装置装着業務を担当する者が、金品を受収、要求又は約束し、第1項の罪を犯したときは、2年以上の有期懲役に処する。

③ 受信資料（ストーキング行為者受信資料を含む。）を管理する者が第16条第2項又は第31条の8第2項に違反したときは、1年以上の有期懲役に処する。

第37条（罰則） ① 他人に装着命令又は保護観察命令を受けさせる目的で公務所又は公務員に対して虚偽の事実を申告し、又は「刑法」第152条第1項の罪を犯したときは、10年以下の懲役に処する。

② 第2章の装着命令又は保護観察命令請求事件に関して被装着命令請求者又は被保護観察命令請求者を害する目的で、「刑法」第154条、第233条又は第234条（虚偽作成診断書の行使に限る）の罪を犯したときは、10年以下の懲役に処する。この場合、10年以下の資格停止を併科する。

第38条（罰則） ① 被装着者が第14条第1項（第27条及び第31条により準用される場合を含む）に違反し、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から断りなく分離・損壊、電波妨害又は受信資料の変調その他の方法でその効用を害したときは、7年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する。

② 第1項の未遂犯は処罰する。

第 39 条（罰則） ① 被装着者又は保護観察対象者が、第 9 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の遵守事項に正当な理由なく違反したときは、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

② 被装着者又は保護観察対象者が、正当な理由なく、「保護観察等に関する法律」第 32 条第 2 項又は第 3 項による遵守事項に違反し、同法第 38 条による警告を受けた後、再び正当な理由なく、同法第 32 条第 2 項又は第 3 項による遵守事項に違反したときは、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

③ 被装着者又は保護観察対象が、第 9 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号・第 2 号の 2・第 5 号又は第 6 号の遵守事項に正当な理由なく違反したときは、1 年以下の懲役又は 1000 万ウォン以下の罰金に処する。

附則 〈略〉

訳注

※1 原文は「不服方法等」であるが、日本語として自然な「不服申立方法等」とした。

※2 原文の임의로（任意に）は、「断りなく」とした。

※3 原文は、「急迫している」という表現であるが、趣旨を考え、「危険が急迫している」とした。

※4 本法の 2023 年当時の試訳が、安部祥太「翻訳 韓国「電子装置装着等に関する法律」試訳」法と政治 74 巻 4 号（2024）1079 頁以下にある。ただし、試訳の対象となった 2023 年 7 月 11 日公布（一部改正）の法律第 19519 号は、公布後 3 か月が経過した日から施行されたので（同法附則第 1 条）、施行日は 2023 年 10 月 12 日である。

※5 本法は非常に多くの改正が行われていることから、最初の立法と最終改正のほかは、法律名が変わった 2020 年の改正とストーカー関連の改正が行われた 2023 年の改正のみ記す。